

議案第44号

葛飾区沿道区域指定の基準に関する条例

上記の議案を提出する。

平成26年 9 月 16 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

沿道区域指定の基準を定める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区沿道区域指定の基準に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第44条第 1 項の規定に基づき、葛飾区がその管理する道路（以下「道路」という。）について行うことのできる沿道区域指定の基準を定めることを目的とする。

(沿道区域指定の基準)

第 2 条 沿道区域指定の基準は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、道路に接続する区域の各 1 側について、その路面総幅員の 2 分の 1 の範囲内とする。

- (1) 道路の屈曲部で中心半径が特に小さいとき。
- (2) 並木又は密生した樹木が路傍にあるとき。
- (3) 道路に隣接して高擁壁その他危険な場所があるとき。
- (4) 前各号のほか、葛飾区長が特に必要があると認めるとき。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。